

加須市公式ホームページ「市民だより」利用規約

「市民だより」は、市内の個人又は団体が加須市民に向けて情報を投稿することで、市民相互で情報を共有し、情報によるコミュニケーションと新たな交流の機会を創出することを目的として、加須市が開設し、管理するコンテンツです。

身近な地域の情報や投稿者本人が四季折々に感じていること、また、イベントの告知や仲間の募集など、加須市の様々な情報について発信していくものです。

なお、「市民だより」の利用に当たっては、この規約に同意いただく必要がありますが、「市民だより」を利用した場合は、この規約に同意したものとみなします。

(投稿できる情報)

第1条 「市民だより」は、次の3つのコーナーで構成し、それぞれ各号に掲げる情報を投稿することができます。

(1) かぞツイート

加須市に関わりのある次のような情報を簡単につぶやくことができます。

ア 市内のちょっとうれしい情報

イ イベントに参加した感想

ウ 身近な出来事

エ 市内の季節の魅力

オ その他市民の皆さんの日常で感じる気軽なつぶやき

(2) かぞフォト

加須市の魅力の再発見につながるような市内で撮影した自然、風景などの写真（人物が写り込んでいる場合は、当該人物の顔が認識できないもの又は本人の承諾を得たもの）を投稿することができます。

写真は、縦 400 ピクセル、横 600 ピクセルが上限となります。投稿された写真サイズが上限を超える場合は修正して掲載します。

(3) かぞ友募集

市内の団体（第2条第3号に掲げる団体をいう。）が行う行事・イベント（市内全域を対象とするもの）の情報（告知、募集、結果等）や会員、仲間等の募集の情報を投稿することができます。

ただし、行事・イベントについては、公益的（加須市又は加須市教育委員会が後援するものを含む。）な行事・イベントとして管理者（加須市総合政策部シティプロモーション課長。以下同じ。）が承認したものに限りします。

(情報の投稿者)

第2条 情報を投稿できるものは、次に掲げるとおりとします。

(1) かぞツイート

市民（市内に在住し、在勤し、又は在学する個人をいいます。以下同じ。）

(2) かぞフォト

市民

(3) かぞ友募集

主に市民で構成され、市内で活動する次に掲げる非営利の団体。

ア 市民活動ステーション（くらくら館）登録団体及び加須市地域市民活動登録団体

イ まちづくり市民会議、加須市コミュニティ協議会及び当該団体に加盟する団体

ウ 加須市文化団体連合会、加須市体育協会、加須市レクリエーション協会、加須市スポーツ少年団及び当該団体に加盟する団体

エ 市内に事務所を有するNPO法人

オ 加須市社会福祉協議会にボランティア登録している団体

カ 自治協力団体その他の地縁による団体

キ 市から補助金等を交付されている団体

ク 加須市又は加須市教育委員会が後援するイベント等を主催する団体

ケ 市内にある学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める高等学校及び大学

コ その他管理者が特に認める団体

（情報発信の手続）

第3条 「市民だより」で情報を発信しようとするもの（以下「投稿者」という。）は、加須市公式ホームページに投稿又は市シティプロモーション課窓口で投稿を依頼し、管理者の審査を経て、情報を発信することができます。

2 前項の審査において、掲載不可となった場合又は内容の確認等が必要な場合は、投稿者に連絡することがあります。

（禁止事項）

第4条 投稿者は、次に掲げる情報を投稿することはできません。

(1) 加須市又は市民に関わりのない情報

(2) 事実と反する情報

(3) 意図的な同一内容の情報

(4) 加須市への要望や提言

(5) 著作権、商標権、プライバシー権、肖像権、名誉等、第三者の権利を侵害する情報又はそのおそれのある情報

- (6) 撮影が禁止されている場所の画像等
- (7) 個人のプライバシーに関わる情報
- (8) 営業活動、選挙運動、政治活動又は宗教活動を目的とした情報
- (9) わいせつな表現又はこれに類する内容の情報
- (10) 児童生徒等に対し著しく粗暴性、残虐性又は犯罪を誘発助長し、その健全な育成を阻害する内容を含む情報
- (11) 差別的表現を含む情報
- (12) 他人への誹謗中傷、苦情等の情報（伏せ字を含む。）
- (13) 物品、割引券、紹介カードなどの売買又は譲渡についての情報
- (14) その他管理者が不適切であると判断した情報

（投稿する際の注意）

第5条 投稿者が発信しようとする情報は、投稿者自身が著作権その他一切の権利を有するものに限り、ます。ただし、第三者の権利が含まれる情報の発信を希望する場合で、投稿者が第三者からこの規約への同意と投稿することについての承諾を得たときは、この限りではありません。

（著作権）

第6条 「市民だより」に掲載された情報（以下「掲載情報」という。）の著作権、管理権その他の権利（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含みます。）は、加須市に帰属します。

2 投稿者は、次に掲げる事項について了承するものとします。

- (1) 市が掲載情報の一部又は全部を修正又は削除する可能性があること。
- (2) 掲載情報を複製、改変、掲示、公衆送信、転載及び第三者に利用許諾すること。
- (3) 前2号に掲げる事項について、著作者人格権を行使せず、異議を申し立てないこと。

（免責事項）

第7条 市は、投稿者により発信された情報について一切の責任を負いません。また、投稿者間又は投稿者と第三者間のトラブルによって生じた損害に対する一切の責任を負いません。

2 市は、掲載情報について、その有用性、最新性、確実性、動作性、安全性等に関し、いかなる保証もしません。

3 「市民だより」は、予告なく内容の変更などを行う場合や、運用を中止する場合があります。

4 市は、この規約の履行、遂行により生じた投稿者の損害及び投稿者によるこの規約の違反により生じた損害について、一切の責任を負わないものとします。

（掲載情報の削除等）

第8条 掲載情報のうち次の情報に該当すると判断した場合は、投稿者に断りなく、掲載情報の全部若しくは一部を削除し、又は非公開とすることがあります。

- （1） 第4条各号に掲げる情報
- （2） 掲載開始から3箇月を経過した情報
- （3） 掲載目的の期日に到達した情報

（個人情報公開の同意）

第9条 投稿者が公開情報欄に入力した個人情報は、加須市個人情報保護条例（平成22年加須市条例第10号）第7条第1項第1号に規定する本人の同意があったものとみなします。

（規約の変更）

第10条 市は、この規約を必要に応じ変更できるものとし、変更後の規約が掲載されたときをもって、その効力が生ずるものとします。

2 この規約が変更された場合、投稿者は「市民だより」の利用について、変更後の規約の規定を遵守するものとします。

（その他）

第11条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定めます。

附 則

この規約は、平成29年12月20日から施行する。